

令和5年2月7日

## 社会福祉法人東桜会 一般事業主行動計画（一体型）

男女ともに全職員が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）

2. 目標

- ①全職員のキャリアアップに向けた研修を年に4回実施する（女性活躍推進法の目標）
- ②職員の年次有給休暇の年間平均取得日数を14日以上とする（次世代育成支援対策推進法の目標）

3. 取り組み内容と実施時期

取り組み1：キャリアアップの機会を確保するための取り組み

- ・令和5年4月～ 職員の学びの機会を確保するため、研修や勉強会の年間計画を策定する。
- ・令和5年4月～ 研修や勉強会の受講を促すために、年間計画と月毎の積極的な声掛けを行う。
- ・令和5年4月～ 研修や勉強会の場の価値を高めるため、振り返りのアンケートを随時行う。
- ・令和5年4月～ 研修や勉強会を通じて職員同士のコミュニケーションの機会の確保を行う。
- ・令和6年4月～ 職員の個別最適なキャリア面談の機会を定期的に設ける。

取り組み2：年次有給休暇の取得を促進するための取り組み

- ・令和5年4月～ 有給休暇取得率の状況を6ヶ月に1回把握し、取得率の低い職員に個別的な呼びかけを行う。
- ・令和5年4月～ 管理職が率先して有給休暇を取得する。